川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１２月２６日

川西市長　越　田　謙 治 郎

川西市規則第　６６　号

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２６年川西市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「及び第３号」を削る。

付　則

この規則は、令和７年１２月２９日から施行する。